

昭和二十七年十二月十七日(水曜日)
午前十一時一分開議
出席委員

(田口長治郎君紹介)(第一一五五号)
の審査を本委員会に付託された。
同日

律案を議題として審議に入ります。まず政府より提案理由の説明を求めます。塩見水産庁長官。

二条第一号の中型機船底ひき網漁業者」という。)で、その許可又は起業の認可を受けた船舶に

委員長	福永一臣君
理事田口長治郎君	理事松田鐵藏君
理事大森玉木君	理事日野吉夫君
理事山中日露史君	

漁港修築事業費國庫負担率及び補助率の引上げに關する陳情書（山形県飽海郡吹浦村漁業協同組合組合長赤塚尊治郎）（第八七二号）

以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案

よるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶（改造により総トン数が増加したものを含む。次号において同じ。）について以西

宇都宮德馬君 甲斐中文化郎君
川村善八郎君 薄田 美朝君
椎熊 三郎君 志賀健次郎君
白濱 仁吉君 杉山元治郎君
辻 文雄君 赤路 友藏君
井手 以誠君

漁港修築費予算増額に關する陳情書
（青森縣西津輕郡岩崎村長七戸小二郎外五名）（第八七三號）
同（岩手県奥仙仙郡唐丹村長磯崎昌三）
（第八七四號）
同（山形県飽海郡吹浦村漁業協同組

以西機船底びき網漁業及び遠洋
かつお・まぐろ漁業の許可等につ
いての漁業法の臨時特例に関
する法律

るものから、当該漁業の許可又は起業の認可の申請があつたとき。

二 中型かつお まぐろ漁業取締規則（昭和二十一年農林省令第四十三号）第二条又は第四条第

出席政府委員

大藏事務官 （銀行局長）	河野 通一 君
食糧庁長官	東畑 四郎 君
水産庁長官	塩見友之助 君

合長太嶽專次郎（第八七五号）
同（山形県漁港協会会長 尾形六郎兵衛）（第八七六号）
同（福島県石城郡 勿来町長 青木目信治郎）（第八七七号）

の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第一項の許可及び同法第五十四条の起業の認可には、同法第五十八条の規定は適用しない。

一項の規定により総トン数七十トン以上の船舶についての漁業の許可又は起業の認可(以下「第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等」という。)を昭

委員外の出席者	農林事務官(水産庁漁政部長)	同組合課長)	農林事務官(水産庁生産部長)
	浜田 正君		永野 正二君

同(福島県石城郡四倉町長花沢乙丸
外二名)(第八七八号)
同外一件(石川県珠洲郡松波町長栗
本吉太郎外一名)(第八七九号)
同外一件(神奈川県漁港協会会長松

第二条 前条の許可又は起業の認可は、漁業法第五十五条第一項又は第五十九条の規定により許可又は起業の認可をしなければならない場合を除く。三二場から場合合

和二十七年十二月一日において受けていた者(以下「第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者」という。)で、その許可又は起業の認可を受けた船舶による

專門員	杉浦	保吉君
專門員	徳久	三種君

崎定治外一名（第八八〇号）
同（京都府漁港協会の會長田中正雄）

限つてすることができる。

その漁業を廃止し、その船舶に代る船舶について遠洋かつお・

十二月十六日

（第八八一号）
同外二件（兵庫県城崎郡竹野村長木

中亞機船店與維漁業取締規則

まぐろ漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業

以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての

下德造外四名（第八八二号）

一條ノ二又は第三條第一項の規
定により東経百二十八度三十分

の認可の申請があつたとき。

三条 左の各号の一に該当する者

漁業法の臨時特例に関する法律案

同（臺灣農漁協全會及田口臺台部）
（第八八三號）

以西、北緯二十五度以北の海面を操業区域の全部又は一部とする。

は、第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中

同日

同(長崎県漁業協会の会長田口長治良)
(第八八四号)

(以下)「第二条第一号の中型機船

型かつお・まぐろ漁業者とみなす。

美朝君紹介（第一〇九二号）

同（長崎県南松浦郡奈留島村長宿願）
卯太郎（第八八五号）

「庭ひき網漁業の許可等」とい
う[○]を昭和二十七年十二月一日

一 第二条第一号の中型機船底び



中型かつお・まぐろ漁業者から、相続又は合併により、その許可又は起業の認可を承継した者

二 第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者から、その許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他その船舶を使用する権利を取得した者又は取得しようとする者で、その船舶について第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等を受けたもの

三 第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者で、その許可の期間の満了により更に第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等を受けたもの

四 第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者で、その許可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、他の船舶について第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等を受けたもの

五 第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者で、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六箇月以内に、他の船舶について第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等を受けたもの

船について第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等を受けたもの
六 前五号に掲げる者に準ずる者として農林省令で定める者

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した時にその効力を失う。

○意見政府委員 きようは政務次官が折あしく出られませんでしたので、提案理由を私かわつて説明いたします。

ただいま提案されました以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案につきましては、提案理由の御説明をいたしたいと存じます。以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業につきましては、講和後の漁場の拡大に際しましては、資源の開発に努めなければならぬのはもちろんであります。他方、資源の保護並びに国際的な関連をも十分に考慮いたしなくては必要であり、また、沿岸漁業と漁場関係の調整、遠洋漁船としての装備の改善、近代化、適正船型への大型化をはかり、もつて漁業の合理化、経営の安定を促進いたしなすことが、これらの漁業の健全な発展を期するために肝要であると存するのであります。

このため、まず、かつて以西底びき網漁船でありまして、マツカーサー・ラインの設定に伴う減船整理の際、東経百三十度以西、東経百二十七度三十分以東の海域に操業を制限されました

総トン数五十トン未満の中型底びき網漁船、並びに、マツカーサー・ラインによる漁場制限があつたため、多数集中してあります総トン数七十トン以上百トン未満の中型かつお・まぐろ漁船のうち、希望するものに對しまして、拡大された漁場に適合した船型への移行を認め、その装備の改善、近代化をはかることが妥当な措置であると存するのであります。その際、底びき網漁船が五十トン以上となり、また、かつお・まぐろ漁船が百トン以上になりました。すなわち、指定遠洋漁業としての以西機船底びき網漁業または遠洋かつお・まぐろ漁業の新規の許可を必要といたしましたので、漁業法第五十八条に規定する抽籤の方法によらなければならぬわけでありまして、これらの漁船につきましては、いづれも優先的に許可を行うことが妥当と考えられますので、臨時に二年間を限りまして、抽籤の制度を行わずに許可ができるように法的措置を講じたいと存するのであります。

以上、本法律案の提案理由の概要を申し述べましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○松田委員長代理 ただいまより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次これを許します。田口長治郎君。

○田口委員 ただいま政府から御提案になりました以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律案でございますが、この以西底びきを整理するにあたりまして中間漁区を日本政府において設定されたことについて、以西底びきの整理に関連いたしまして、当時のGHQと日本政府との関係で、整理隻数をどの程度に考えられて、そして実際に整理せられたところの隻数はいくつ、中間漁区に入られた隻数はいくつであるか、数字的にその点をばつきりお願いしたいと思います。

○永野説明員 減船整理をいたします前の東経百三十度以西における操業船の数字は、機船トロールの船が五十八隻、いわゆる以西の機船底びき網漁業の船舶が九百八十六隻あつたのでございします。これに對しまして、当時マツカーサー・ラインによる漁場の制限その他で非常に漁場の問題があり、経営上もいろいろ困難な点がございしました。また自然マツカーサー・ラインの違反というような事実もしばしば見られたので、これに對して減船整理することとしたいたしました。これをいたしました結果、機船トロールにつきましてはそのままでございしますが、以西底びき網の漁船につきましては、六百七十八隻というところまで減船ができたのでございします。ただこの九百八十六隻から六百七十八隻に減りました中に、たまたま問題になつております中間漁区の船舶が百八隻あるのでございします。この百八隻につきましては、漁場を東経百二十七度三十分から東経百三十度の間というように限定いたしました。中、中型の機船底びき網漁業の許可に切りかえたのであります。これが現在に至つての事情でございします。講和後マツカーサー・ラインの撤廃とともに、この中間漁区の船舶につきましても、できるだけこれを遠洋の漁場に操業させることが資源的に見ましても、

かつまた内地の沿岸漁業との調整という見地からしても適當であると考へますので、この百八隻につきましては、希望があればこれを以西の海域に出る許可を与えるという方針を先般立てました。これに基づいてこの中間漁区の大部分の船舶は、西の線を東経百二十度三十分というところに置いておるわけでありまして、その線より以西に出漁する希望を持つて今その許可の整理中でございます。

○田口委員 以西底びきの減船整備問題に關しまして、その当時の事情は、総隻数九百八十六隻の中で三割の減船をすることは、あらゆる事情からして非常に困難であつた。かような関係からいたしまして、表面上の整理の方法としてこの中間漁区を設定して、この中に百八隻を入れた。しかしこの中間漁区に入られた業者は、全部が中間漁区でのみ操業をすることは考えないで、従来通りにそとに出て操業をする。そうして水産庁におきましてもこれらの操業に對しては取締らない、こういうようなことで、中間漁区がきまつた、こういうことに承知しておるのではありませんが、その点につきましては、官庁としてはいかうにお考えになつておるのでありますか。

○永野説明員 九百八十六隻の中から百八隻を選び出した根拠は、まず第一にトン数の点において五十トン未満のものを選び出したのでございします。それからこのほか各船の従来の操業の実績を調査いたしまして、東経百二十七度三十分から東の方の漁場にその操業の主力を求めておるものを選び出したのでございします。そうして百

す。そこで例を引いてお話し上げますが、もし漁業協同組合が定置漁業を経営するということになつた場合、その定置漁業には三十人より常時従事する者が必要でない。ところがその自営するという組合員は三百人ある。こういう場合には、立法の解釈として、組合員が三百人おるからその定置漁業に二百人参画しなければならぬという解釈もあり、それからその定置漁業に

三十人よりいづゆる常時従事する者でないから、二十人だけが帰属する漁業協同組合の組合員であればいいという解釈を持つておられるの二つございます。が、どちらの解釈がほんとうか、この際長官の御意見を承りたいと思ひます。

○浜田説明員 ただいま御質問のありましたように二つ解釈がありますが、あとの方の解釈、つまり三十人従事しておられる組合員であればよろしい、こういうふうな解釈いたします。

○福永委員長 川村君に御了解をお願いいたしますが、ただいま銀行局長が見えまして、他の委員会に出席のために非常に時間を節約したいと言つたので、これを先に片づけておいて、後にあらためて質問をお願いしたいと思います。

○福永委員長 それでは中小漁業融資保証法案を議題として質疑を継続いたします。松田君。

○松田委員 昨日、この議題となりました中小漁業融資保証法案を審議しておりました。そのとき河野銀行局長は、この法案の一番のポイントである地方公共団体に対する起債の問題は、銀行局としていゝな意味からいって非常に難関であるような態度を示され、しこしてわれ／＼はわれ／＼の意向を十分披露いたしまして、納得の行くように御協力をお願いしたのであります。銀行局長は非常に多忙ではあるけれども、今や政府の高官であり、銀行局長としての最もすぐれた方でありまして、一晩中に必ずやわれわれの満足する結果をもたらしてくれらるものと私は非常に期待しておつたのであります。

であります。が、昨夜お考えくださいましたその経過をお話願えれば非常にけっこうだと思ひます。

○河野(通)政府委員 昨日当委員会では強い御要望を承りまして、私帰りましていゝ／＼内部で相談いたしました。実はちよつとお断り申し上げたのであります。八月一日から大蔵省の中の機構がかわりまして、理財局の方でこれを取扱うことに相なつたのであります。私ももちろん関係がございまして、いろいろ相談には乗つております。きのうも理財局長の方にこの旨を十分にお話しておきましたが、けさまたごた／＼しておりました。その結果も十分聞いておらぬようなことであります。どうも子供の使ひのような御答弁を申し上げてはなほ恐縮であります。なお今理財局長がこつちへ参つてゐるはずであります。大蔵委員会の方ではこの問題でござい／＼やつてゐるようでありまして、場合によつては呼んでお話を願う方がいゝかと思ひますけれども、いかがでございましょうか。

○松田委員 そうしてください。

○福永委員長 それではこの際川村君の質疑を継続します。川村君。

○川村委員 今の協同組合課長の説明によつても、私の考えていたことと、また立法した当時の考えとは同一であります。すなわち漁業協同組合が漁業を自営する場合は、その自営する漁業に常時従事する者のうち、三分の二以上が当該組合の組合員であればいい、ということが明らかになりましたので、これは今後漁業協同組合の自営が旺盛になる場合において、私は最もいいことだと思ふ。しかしながらこの条文に

もまだわれ／＼の疑義を持たれるところがありますので、これらについてはわれ／＼は大いに研究をして、漁民によくわかるようにしたいと考えております。私はきよ／＼農林大臣にもそのことを尋ね、さらに説明もしたのであります。が、そのような疑義を持たれる漁業法並びに協同組合法は、ことごとく議員の手によつて漁民がわかりやすいように改正をすることが必要ではないかというところを申し上げておきます。

もちろん第十三回国会におきましても、漁業法並びに漁業協同組合法はアメリカに押しつけられた法律であつて、漁民の意思によつてわれ／＼が立法したのではなかつたのであります。従つて漁業法といひ、漁業協同組合法といひ、相当長い時間めたはずであります。そうしてでき上つたのであります。すなわち、遺憾ながら漁民の意思、国会の意思が尊重されなかつたといふことが明らかであります。われ／＼水産委員会としては大いに検討して、この両法律を改正しなければならぬことは当然であります。この問題は早急に解決しなければならぬのであります。現にただいま提案になつておりますが、おまぐる等の許認可についても、法律の不備といふことから臨時措置法を制定しなければならぬことになつたのであります。われ／＼といひましたように、われ／＼の手によつてこの両法律を改正するといふことに進みたいと思ひます。委員諸君におかれましては十分研究することと思ひますと同時に、本委員会においても、第十三回国会にとられたように、小委員会を設置して再検討し、改正するようにした方がいゝのじやないかと考えておりますが、

この点委員長から各委員にお諮りを願ひたいと思ひます。

○福永委員長 ただいま川村君の発言の趣旨に對しましては、漁業制度小委員会において研究したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それではそのように決定いたします。ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○福永委員長 速記を始めてください。

○福永委員長 それではただいまより再び中小漁業融資保証法案に対する質疑を継続いたします。ただいま組合課長より発言を求められております。浜田協同組合課長。

○浜田説明員 昨日山中委員の御質問に對しまして十勝沖、ルース台風の場合約の損失補償対策のところで間違つた答弁をいたしましたので、まことに申訳ないものであります。そこで訂正させていただきますと思ひます。ルース、十勝沖の災害につきましては、政府が法律に基いて融資額に對し、損失補償をしたあとで、政府はそのかわりに求償権を取得するといふふうな説明いたしましたのであります。この点が間違つたのであります。ルース、十勝沖の災害は、法律によりますれば、損失が出た場合、その融資額の三割について損失補償をする、こういうことになつておるので、この場合は損失を補償したのだから、補償のしつばなしといふことになりません。従つて求償権を持つといふことにはならない。しかしながら金融機関としては、損失補償をされたのだからといふて、その債権を打切る

ことなく、どん／＼回収をやるというふうな法律に書いてありまして、回収があつた結果、金とれたといふことになれば、それだけ損失は起きなかつたといふことになるのだから、これは政府に返せ、こういうふうな規定になつておりました。その点間違つておりましたから、つしんで訂正いたさせていただきます。

○中山委員 大体それで了解できたのであります。結局問題になつております中小漁業の保険の關係においては、つまり政府が保険金を支払つた場合においては、協会と政府の共同で求償権を持つ、そうして求償権を實際に行う場合においては、政府が直接行わないで、それを協会に代行させる。しかしながら損失補償の場合においては、たゞい政府が損失補償をして、政府が直接求償権を持つて債務者に請求するといふような關係は全然出て来ないので、それは融資機關があくまで債権者として取立てる。余つた場合においては政府に返すといふ關係にすぎないのだ、こういう御説明でありますね。

○浜田説明員 そうであります。

○中山委員 わかりました。

○福永委員長 他に御質疑もないようでありますので、本案に対する質疑は、これにて終了いたします。

次に討論の通告がありますので、これを許します。赤路友藏君。

○赤路委員 本法案は日本漁業の沈滞を救ひ、これが發展をもたらす画期的なものであると考へたのであります。特に中小漁業が金融逼迫のために企業自体すらも継続困難に立ち至つてゐるような現段階において、本法が提案さ

れましたことに對しましては、水産庁並びに大蔵當局に對して満腔の敬意を表するものであります。ただ本法の本来の使命を百パーセント達成せしめるためには、地方公共団体出資についての起債の承認と長期融資その他について今一段の善処方を希望するものでございまして、さような意味におきまして附帯決議をつけまして本法に對して賛成をしたいと思います。附帯決議といたしまして、

附帯決議

政府は、本法実施に當つては、次の措置を講ずべきである。
一、地方公共団体が協会の会員として出資するに當つては、その資金に充當するための起債を認めること。

二、本法による融資に對しては、その利子補給の方途を講ずること。
以上附帯決議に對しまして、各委員の御協力をお願い申し上げる次第であります。

〔委員長退席、松田委員長代理着席〕

○松田委員長代理 権三郎君。

○権三郎委員 改進黨は本法案に對して賛成の意を表するものであります。この法案審議の過程において大蔵當局の明確なる意思表示がないことは、はなはだ不安でございまして、従つてただいまのような附帯決議のようなものが出て来るのであります。私はこの附帯決議に盛られたる趣旨を十分、しかも強力に主張しつつ、わが党は本案に賛成いたします。

○松田委員長代理 辻文雄君。

○辻(文)委員 社会党といたしまして、本案にただいまの附帯決議を含め

て全面的に賛成でございまして、ただ要望いたしたいのは、権三郎君のお話のように銀行局長は——あなたの自由にはならぬのでありますけれども、政府がどんなところにどうするかということについて心やりのもつてやるように、十分役所の方でも要求されて、本質的にこういうものが生きて来るようになし遂げるという決意で鞭撻し、実行していただきたい。こういうことをお願いいたしておきます。

○松田委員長代理 これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案は原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松田委員長代理 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に赤路友藏君提案の附帯決議を採決いたします。本附帯決議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松田委員長代理 御異議なしと認めます。よつて本附帯決議は決定いたしました。

なお本案に對する委員会報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松田委員長代理 異議なしと認め、そのように決しました。

○松田委員長代理 次に鯨油の価格安定問題につきまして田口委員より発言を求められておりますので、これを許します。田口委員 世界のあらゆる資源で最も不足している資源の一つとして油脂資源の問題があるのでございまして、こ

とにわが国におきましては、油脂資源がきわめて貧弱でありまして、日本人の体位向上から申しまして、日本の食糧問題解決から申しまして、油脂資源をどこに求めるかということが、国としてきわめて重大であつたのでございまして、幸いにこの南水洋捕鯨が出漁できるようになりまして、年間四万トン程度の油脂資源が、これから得られるということになつておる次第でございまして、

〔松田委員長代理退席、委員長着席〕

南水洋捕鯨は、国際競争の漁業でございまして、オランダ、あるいはノールウェーとか、あるいは英国とか、いわゆる日本と競争的の南水洋出漁船団というものがあつたのでございまして、油脂資源につきましては価格が安定しない事情がありまして、さような関係からいたしまして、各国といたしましてはいわゆる保護政策をどこもとつておるようでございまして、たとえば英国などにいたしまして、とつて参りましたところの鯨油を、諸経費がかからないように、港についた直後において国で全部を買い上げる。あるいはオランダもまた同じようなことをやつております。ノールウェーに行きますと、国内需要の分だけを政府が買い上げる。あるいは保険料率を非常に安くする、あるいは利子を安くする。たと

えば日本などで今使つておられますところの金利は、大体九分五厘程度の金を使つておるのでございまして、英国、オランダにおきましては、四分五厘程度の金を使つておる。かような状態

で、非常に各国ともに漁業について保護政策をとつておるのでございまして、ひとり日本だけが放任主義である。何にも保護的の施設をやつていない。私たちが考えますと、日本の油脂資源の不足は今いかに補つておるかとお申しますと、主として米國から輸入をいたしますところの牛脂、あるいはまた米國から輸入いたしますところの大豆、あるいはフィリピンから輸入いたしますところのゴブラ、こういうもので補つております。二十七年程度の需要量だけを計算いたしまして、大体六万五千

トンの牛脂、三万五千トンのゴブラ、これだけのものを、しかもドル地域から輸入しておる、かような状態になつております。その反面におきまして、いわゆる第六次の南水洋捕鯨、本年の鯨油がどうなつておるかということをお調べしてみますと、大体第六次におきまして三万四千七百トンの程度の生産があつたと思つてございまして、今日まで内地で販売をされましたものは五千六百トンばかり、外国に販売されましたものが一万二千二百五十トン程度でありまして、いまだに約一万六千七百トンの程度のものが滞貨しておるといふ実情になつておるのでございまして、この滞貨をしておる一万六千七百トンのためにどういふ結果が生じておるかということをお調べしてみますと、結局この次に持つて参りますところのいわゆる第七次の鯨油、これがおそらく来年の三月ごろからどん／＼入つて来る次第でございまして、これらの商談についてヨーロッパと打合せなければならぬ時期が今来ておる次第であります。この二万六千トンの滞貨のために、先方との商談におきまして、足もとを見透

かされまして値段をたたかれる、こういうような実情にあります。また国内的に考へてみましても、国内で買つてもよいという大手筋もあるようでありますけれども、やはりこの滞貨で足もとを見られまして非常に値段をたたいておる。この値段をたたかれることは、鯨油業者自体としては何ですけれども、日本全国の零細なる魚油を生産しておる大家に、鯨油が安く国内に出されると、価格の点において大打撃を与える。かような実情にあるのであります。この牛脂及び大豆、あるいはゴブラ、こういうものの輸入防遏をはかる意味から申しまして、また日本の資源をできるだけ高く外国に販売するという点から考へましても、今滞貨しておりますこの二万六千トンの鯨油を、すみやかに政府において買い上げて、そして第七次の鯨油の商談を成立させ、あるいは国内の小鯨油精製業者の圧迫をまぬがれしめる、かようなことが非常に必要ではないか、こういうことを考へる次第でございまして、この問題に關しまして水産庁、及び食糧庁、この両方面におきましてはいかなるお考えをお持ちしておられますか。すみやかに買い上げて、そうしていろいろな問題を解決する、かようにお考えになつてしまふべしと考へる次第でございまして、この点につきまして両者の御意見をお伺いいたしたいと思つております。

○塩見政府委員 鯨油の問題につきましては、ただいま田口委員からお話のありました通りでございまして、大體戦時中に日本の油脂が非常に不足したと云ふに、当時ございましたところの約七万五千トン、これは日本の油脂年間総

需要量の約半分にあつております。それを当時の公定価格で全部政府が買い上げまして、それを戦時中の油脂の国内需要、民需の方に充てて来たわけでございます。また終戦後やはり同様、その日本の油脂の不足というふうな現状からして、南水洋あるいは内地の沿岸で生産されますところの鯨油を公定価格ですつと買い上げて来て、二年ほど前までは内地の需要をつないで来たわけでございます。その間外国との競争等の関係を見ますと、非常に捕鯨業者に対しては負担をかけた。すなわち外国では戦後において相当漁船等の償却も進んでおりますし、その他いろいろ有利な点を持つたわけでございますけれども、統制を續けておつたために、日本の捕鯨業者の方は償却が進んでおらぬ、こういう状態なのであります。また戦時中につけておりましたところの船は、大半海軍の方に徴用を受けまして撃沈され、その当時補償は政府でもつてやることになつておりましたのが、終戦直後の司令部からの命令で補償ができなくなつたというふうな関係で、損はそのまゝになつておりました、それを全部金を借りてやつて行く、こういうふうな状態になつておりました。したがために、外国に対する競争力においては非常に不利な状態になつておつたわけでございます。それが大体二年数箇月前に油糧公団がなくなつた、油脂の統制がなくなると同時に、その当時の情勢からして外国の油脂資源が相当安く入つて来ますし、ことに本年あたりは相当な差があるというふうな関係で、資本の償却もできておりませんし、前の撃沈された船も借金してやつておるといふようなこともござ

いまして、捕鯨の方は国際競争力において不十分な点がたくさんございまして、また金利においても、日本の産業界全体が苦しんでおるところでございますが、金利が非常に高い。おそらく今田口委員のおつしやつた金利は、向うの金利は普通金利であつて、これは特別な政策金利ではないのでありますけれども、日本の普通金利に比べますと非常に安いというふうな関係、それから保険料の方においても、外国との対比をしてみますと、日本の保険料は非常に高い、そういうふうな関係から採算関係を見ますと、償却、金利、保険料等は相当な部分を占めておりました、あとの労賃であるとか、経営能力であるとか各種の点で日本の捕鯨業者は、十分有利な力強いものを持つておるのでございますが、非常に大きな部分の償却、金利、保険料というふうな点について外国と競争ができないような状態になつておつて、その三つのものが生産費のうちのほとんど半分くらいを占めておるといふ状態でございます。その半分のものが外国と比べますと非常に高いという関係から、非常に不利な状態にあるというのが現状でございます。

もう一つ捕鯨について申しますと、ことに南水洋捕鯨は、その年の夏ごろから準備しまして資金を借り入れて、十一月ないし十二月に南水洋に出かけまして、とつたものが日本に四月に入つて、四月に入つたものは、翌年の三月までの年間需要に充てるものを日本に残してあと輸出しなければならぬという状態にあるわけでございます。一ぺんにどつと持つて来る関係から、非常に値がたかたかという点と、また借金して出漁しておるわけですから、四月に持つて来たものが売れない間は借金が返せない。しかも出漁の方はそれが売れ切れる前に出漁しなければならぬためにまた資金がいるというので、どうしても企業の性質上二重の借金という形になつて参るわけでございます。この額が非常に大で、昨年は当初三十億、あとつなぎ資金等で数億を借りましたけれども、ことは儉約をしまして二十五億、こういうような歴大な資金になりますので、前年の借金も返さないままにまた次の出漁の資金を借りて行かなければならぬ。それがまた二重の借金になつて、滞り融資という性質に見られがちであります。のと、銀行もそういう点を非常に懸念して引締めて参りますし、また額も大きいものですから、四十数行の協調融資になつておられ、その間の意見が合致しませんが融資ができないということになつておられます。これは前年もそうでございますが、今年もさうでございます。大体金融関係者の方は、そういう性質のものは、普通の金融ではとらえないというふうな意見でございます。これは日銀はもちろんでございしますが、その他の銀行関係あるいは銀行局、あるいはその前に安本のあつた当時の財政金融局等の意見でも、これは普通の金融ではとらえていまい得ないという状態になつておられます。そこで水産庁といたしましては、この夏にそういうふうな関係者の方と協議しました結果、金融はむずかしいというふうな結論が出ましたので、これは政府でもつて臨時的に買い上げて、金融の方を安定させてつければというほかに

方法がないのではないかとというようなことから、臨時的に食糧管理特別会計において買上げて、金融の方をつけ針をきめて、大蔵省と折衝したわけでございます。大蔵省の方といたしましては、油糧公団の廃止をや、その他竹馬の足を全部切つて行つた関係からして、急速にそういうふうなものをまた元にもどすというふうな形には持つて行きにくいという、主としてこれは主計局、大蔵大臣等の意見でございますが、そういう点で、その問題がうまう進んでおらないわけがあります。また買いたたきの点については、御存じの通り、世界的な油脂の大資本であるユニ・レバールが市場を大統制しておりました、そういう金融がつかないというふうな意味の足元を見るような態度で買いたたいて参る、ことに四月にとつて来た直後においては、国際相場は必ずたかたかというふうな状態でありまして、国際収支を考へる上からいっても、非常に日本としては不利な状態にあるわけがあります。それに対する政府の買上げについては、今までさういうふうな意味で、臨時的に食糧で買上げるといふ線では、検討しておつたわけでございますが、これはある程度恒久的な線としても検討して参らなければならぬのではないかと考へて、今買上げの方法その他について検討中でございます。これの一番の難点としては、大蔵省の方において反対が強いということでありまして、なか／＼進捗しておらないわけでございます。大体さういふ状態にあるわけがあります。

○福永委員長 速記をやめて。
○速記中止
○田口委員 ただいまの水産庁長官の御説明によつて、政府としても非常にこの問題について御努力になつておるといふことも了承次第でございますが、この問題について根本的問題はまさにただいまの御説明の通りでございますが、ただ私はこの国際収支の関係から申しまして、今ドル地域から牛脂、ゴブラ合計して少くとも十万吨程度の輸入をしておる、しかも国内で生産されることと食糧の硬化油として、ほとんどマーガリンなんかは五〇％以上がこの鯨油にたよつてゐる点と、日本の産業としてきわめて重大である南水洋の捕鯨が、国際的に非常に苦しい立場にある点とを総合して考へる場合に考へまして、これは大蔵当局の技術的の操作が困難であるから実行ができない、かような問題でなしに、国策として必ず実行しなければならぬと考へる次第でございますが、ちょうど食糧庁長官が本委員会にお見えになりましたから、国としてこの鯨油が、マーガリンその他の食糧として欠くべからざるものである、かような観点に立ちまして、さしあたりこの一万六千トンの滞貨のために、来るべき鯨油の商談もできないで困つておる、あるいは無理に国内に放出いたしますと、全国の零細漁業者の魚油を圧迫する、かような立場にありますから、食糧庁としては今後大蔵省とも折衝し、すみやかに滞貨一万六千トンを購入してしまふべきだ、かように考へる次第でございます。

ますが、食糧庁長官は、この点に關しましていかうなお考えをお持ちでございませうか、御意見を承りたいと思ふのであります。

○東畑政府委員 鯨油のことにつきましては、ただいま水産庁長官からいろいろ詳細なお話がございましたが、食糧庁といたしましては、特別会計で鯨油を買った例はまだございせん。食糧管理特別会計法では、食糧の管理をやる会計でございまして、従来根本法がない場合において、臨時的に穀粉を買ひ上げました。若干食糧を買つておる例はございませう。鯨油そのものを根本的に国で買ひ上げるといふことでございませうと、やはり根本的な方針、制度を確立いたしませんとなく、困難ではないかと考えますけれども、臨時的の措置であれば、食糧管理特別会計法の運営で不可能ではございせん。そこで鯨油を買ひます場合におきましてのいろいろな難点等については、全部水産庁長官から申し上げた通りでございませう。本庁といたしましては、国民食糧の安定といふことに重大な責任を持つておるのでございませう。ことに人造バター等は戦後非常に増加いたしました、消費も大体十倍以上出ております。従いまして、これの原料である鯨油の価格安定が最も重要であることは言うまでもないことであります。国内的にも非常に影響があり、国内的にも他産業に非常に重要な関係のある鯨油の価格を、どういふ価格で安定するかにつきましては、絶えず水産庁と連絡をいたしております。民間金融でやるか、政府買上げでやるかといふことについて、食糧特別会計で臨時的にこれを買ひ上げることが金体から見てでき

れば、私の方としても強い熱意を持つてこの実現をはかりたいという希望を持つております。補正予算等におきましては、鯨油を買ひ上げる予算というものは計上してないのであります。食糧特別会計は企業会計でありまして、借入れができる限り目等の設定が許されれば、買ひ上げることについての可能性はあるわけでありませう。事態の推移に即応いたしまして、水産庁とも連絡の上、解決に努力をいたしたい、こういうふうな考えでおります。

○日野委員 ただいまの問題は非常に大きい問題であります。従つて関連する部分が非常に多いことと、それによつて影響するところが非常に甚大であるといふ関係から、一応押懸して、これを水産資源の小委員会にまかせて、さらに検討をして決定したい、こういう動議を出すのであります。これは価格政策と重大な関連を持つて来ることとが考えられる。国の食糧政策に対しても重要な関連があります。今日口委員から述べられたように、中小企業者に対しては価格面において重大な関係を持つことは大抵予想がつきますし、さらに今の説明で国際関係に及ぼす影響が非常に甚大である。これらの扱いをするためには、各国が今日までとり來つておるところの実例等もつとよく調べて対処する必要があるのではなからうかといふ意味におきまして、非常に重大視する関係から、水産資源の小委員会にこれを一応付託して、こゝで十分検討の上、さらに関連関係が非常に広いから、全体の委員会においてこれを決定する、こういう運びに持つて行きたいと思ひますので、どうかさういふふうにお願ひいたします。

〔賛成と仰ふ者あり〕

○榎原委員 ただいまの動議のような形で小委員会へ持ち込むということも一つの考え方もございせんけれども、水産庁長官や食糧庁長官のお話を聞くと、当委員会などで決定してみたいところで、政府の方針が確定しなければ買ひ上げの実施ができない、ただ単に農林当局が買ひ方針だといふことだと、先般の穀粉買ひ上げのごとき、いわゆる廣川方言に類するやうなことがあつては、利益もあるが、かえつて弊害を伴う結果になると私は思ふ。そこで、今時期としては非常に急ぐといふ長官の話だけでも、大蔵当局ががんとして聞かない。そうすると間に合わないことになる。ただいま食糧庁長官のお話を聞くと、食糧特別会計では、ある程度買ひ上げることができるといふことであるが、それは国内の滞貨一万六千トン全部を買ひ上げるだけの資金的措置ができるのかどうか、その点をお伺ひしたい。

○東畑政府委員 食糧特別会計は、歳出項目といたしまして米麦その他穀粉等を計上いたしておるのであります。が、率直に申しますと、米麦その他が計画通り参りませんとそれだけの資金は出て来ないものであります。何しろ歴大な数量を扱つておりますので、見込みと實際とは若干違つて参ります。いづれ資金的には計画通り参りません。そこで借入れ限度が年度末の問題になつて来るのであります。年度末の千四百七十億といふものが食糧の借入れ限度であります。この借入れ限度で参りますれば、あとは項に従つて買ひ上げるものは買ひ上げる。そこで鯨油になりますと、これが人造バターの原料と

いうような一つの食糧であれば、食糧管理特別会計法の食糧と解釈ができません。そういうものを買ひ上げるには、予算上の措置はないのであります。これは設定をいたすわけであります。これは国会の御承認を得なくては、法的にはできないのであります。問題は、資金がどれくらいあるか、どういふことになるか、これになるか、こういうことになるかと思ひます。われわれは技術的には人造バターの原料になるものといふことで、一つの限定を置いていただくことが食糧として必要だ。もう一つの資金全体のわくがどれくらいになるかといふ問題は、米麦のうち、特に米の集荷の模様によつて若干の影響がございませうので、今後の推移によつて検討いたさなければならぬ、こういうふうな考えでおります。

○榎原委員 そこで水産庁の方で方針を放したただけで、すでに外国の相場が違つてくるというやうな状態だそうだが、それが現実なんですか。そこで食糧庁長官の方で国内需要のバターの方にまわす分だけは資金的措置が何とかやりくりがつきそうだと私は解釈しておるのです。それだけの意思表示をしただけでも世界的価格の上に相当の影響があるものだと思うのだが、どういふものでしょう。

○塩見政府委員 その点は相当影響はあると思ひます。

○榎原委員 ちよつと速記をとめてください。

○榎原委員 速記を始めてください。

○榎原委員 その通り非常に微妙だと思ふのです。事いやくも公開のこう

いうところでやつていて、秘密が保てゐるわけがない、必ずこれは漏れると思ひます。漏れてなお悪影響のないやうな話合いの仕方は幾らも私はあり得ると思ふ。そのためには鯨油の世界的価格を維持し、日本の貿易関係に好影響をもたらし、業者も助け、あるいは零細なる漁民等を救ふことが出来る措置が考えられ得るならば、それが一番適切な手段です。それを今食糧庁長官の話によると、国会の承認を待たずして、買ひ上げる方法があるといふことであるならば、それを英断をもつて断行したらどうか。もし失敗したら、その責任は諸君が負えればよい。国家奉公の大責任を持つておる方々なんだから、これが国のためによいと思ふならば、しかもそれは国会の協賛を経ずしてあなたの権限内でできることだとするならば、今聞いた通りの話が実情であるならば、断行すべきである。しかも予算要求において、閣議の一時間前まで十五億積み上げておつた。いかに農林当局といふものが大蔵省の前に脆弱なものか、これは実に情ない話なんです。そういうことでこの重大な問題が解決できますか。閣議の席上では大いに論争すればいい。今度廣川君などはやるでしようが、小笠原君はなつたばかりでやれなかつたのでしよう。こういう際に外部に向つて放言せず、閣議に向つて放言したらどうか。農林大臣を呼んでとくとひき詰めて談判してみたい。そこで私はお伺ひしてみたいのは、覚悟はどうか。あなたはやる気かどうか。やる気がないと言つても、すぐ市場に響きますよ。やることもやらぬとも言うならば、私は陰でお聞きしたい。

○東畑政府委員 食糧庁は買い上げる場合には必ず買い上げることになりますが、重要でありますので、決定いたしますまでは、何とも申し上げることはできません。

○福永委員長 そこで先ほどの日野委員からの動議の件でございますが、要するに、国際関係が非常に微妙でございますから、私はその点が重点だと思ひます。取上げる小委員会は、先ほど水産資源に関する小委員会ということでありましたが、私は取上げるとすれば、貿易に関する小委員会というところで限定して、各国の情報なり、いろいろなやり方をつぶさに検討して行きたいと思ひますが、いかがでございますようか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福永委員長 入つてない方も関心を持つていただきまして、さよう決定いたします。

本日はこの程度にとどめ、次会の開会日時は公報をもつてお知らせいたします。

これにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

〔参 照〕

中小漁業融資保証法案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕